

# かすみがうら市水族館指定管理者業務仕様書

かすみがうら市環境経済部観光商工課

## 目 次

1	施設の概要	1
2	開館日等	1
3	指定期間	1
4	法令等の遵守	1
5	指定管理者の業務内容	2
6	利用料金収入	6
7	事業報告書等の作成・提出	6
8	共通入館券による郷土資料館入館料の徴収委託	7
9	スタッフの配置等	7
10	経理	8
11	管理に係る経費負担	8
12	業務の引受け・引継ぎ	10
13	備品等の管理	10
14	その他	10

## かすみがうら市水族館指定管理者業務仕様書

かすみがうら市水族館の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲は、この業務仕様書によるものとします。

### 1 施設の概要

#### (1) 名称

かすみがうら市水族館

#### (2) 所在地

かすみがうら市坂910番地1

#### (3) 設置目的

霞ヶ浦をはじめ、淡水に生息する珍しい魚類等を中心に展示・飼育することにより、自然保護と動物福祉に対する理解を深めるとともに、学術及び教育・文化の発展に寄与すること。

#### (4) 施設概要

水郷筑波国定公園区域の歩崎公園内に位置する「かすみがうら市水族館」は、直接生き物と触れ合うことができるタッチ水槽、イワナやイトウが泳ぐパノラマ水槽、360度観察可能な円柱水槽、臨場感あふれる大型水槽、さらには、特殊な水温・水質に生息する生物を飼育できる環境も備えており、霞ヶ浦に生息する魚をはじめ、熱帯魚・海水魚・両生類・爬虫類・甲殻類など世界中の魚類等およそ120種・1,250匹を飼育・展示しています。

### 2 開館日等

#### ①開館時間（条例第3条より）

以下の休館日を除き、午前9時から午後5時までを開館時間とします。

#### ②休館日（条例第4条より）

ア 月曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日。

イ 12月28日から翌年の1月1日までの日

ただし、上記①②については、時間延長や開館日時の拡大などを含めて、指定管理者が市長の承認を得た場合は変更することができます。

### 3 指定期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで（5年間）

### 4 法令等の遵守

かすみがうら市水族館の管理にあたっては、次に掲げる法令及び例規に基づき、適切

に実施しなければなりません。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (2) かすみがうら市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 19 年条例第 23 号）
- (3) かすみがうら市水族館の設置及び管理に関する条例（平成 19 年条例第 24 号）
- (4) かすみがうら市個人情報保護条例（平成 17 年条例第 14 号）
- (5) かすみがうら市情報公開条例（平成 17 年条例第 13 号）
- (6) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）
- (7) 消防法（昭和 24 年法律第 193 号）
- (8) 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- (9) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- (10) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- (11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- (12) その他関係法令等

法令及び例規に改正があった場合は、改正された内容を業務仕様としますが、市が業務内容を変更した場合を除き、指定管理業務に係る経費については変更しないものとします。

## 5 指定管理者の業務内容

### (1) 施設利用に関する業務

- ①水族館利用受付、利用料金の収納及び返還に関する業務
- ②水族館利用料金の減免に関する業務

利用料金の減免については以下のとおりとしますが、原則として、いずれの場合も利用料金の補填は行わないこととします。

ア 条例第 7 条第 1 項の各号の規定に基づき、利用料金を減免する場合。

イ 条例第 7 条第 2 項の規定に基づき、利用料金を減免する場合。

- ・指定管理者が、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金を減免する場合。
- ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者とその介助者が利用する場合。

③施設利用の案内・補助・説明業務（必要に応じて実施すること。）

④利用者からの意見や苦情等への対応（内容及び対処等を所管課に報告すること。）

### (2) 施設、設備の管理に関する業務

以下の管理基準により、法令等で必要な点検・報告のほか、日常的な業務を実施し、施設・設備のより効果的な保守管理等を行ってください。

※当該施設及び附帯設備の管理にあたっては、管理業務全体の委託はできませんが、業務の一部については、市と協議のうえ委託することができます。一部委託を予定

している場合は、その内容などを計画書に記載してください。

①施設、設備の管理基準

種別	内 容		頻 度
警備業務	夜間及び休館日の警備(機械警備) ・閉館後:午後5時30分～翌日午前8時30分 ・休館日:午前8時30分～翌日午前8時30分		毎日
点検整備 等業務	各設備の日常の運転監視と点検・整備 ・電気設備、給排水設備、空調・換気・冷暖房設備、ブ ロアー設備、ボイラー設備 等		毎日
	施設内の見回り		毎日
	ブローア保守点検		1回/年
	ボイラー保守点検		1回/年
	館内加圧給水ポンプ点検		1回/年
	電気工作物保安全管理	定期	隔月
		総合	1回/年
消防設備等保守点検		2回/年	
清掃等業務	日常清掃 (開館日)	敷地内清掃 ・開館前及び随時	毎日
		施設内清掃 ・水槽等展示物品、展示スペースの清 掃については、原則として閉館後に行 い、常に清潔に保つこと。	毎日
	定期清掃 (施設内)	床洗浄・ガラスクリーニング等	適宜
	植栽除草	除草、草木剪定、鉢植え管理等	適宜
ごみ処理	施設内で発生したごみは事業系ごみとして処理する こと。		通年
そ の 他	防火管理者(有資格者)の選任 消防計画書及び防犯・防災、緊急時の連絡体制、対処方法などの マニュアルを整備し、スタッフへの指導及び訓練を実施すること。		

※毎日の業務等については、別に定める日報等に記録してください。(電気・水道・ガス及び燃料などの使用状況、機器の運転状況、異常の発見と警報の確認、必要に応じた調整と各設備の適正な運転の維持管理を実施すること。また、設備機器の状況確認などの日常の点検・整備を実施すること。)

※点検整備や清掃等の業務にあたっては、来館者の支障とならないよう実施すること。  
※上記以外に、施設及び附帯設備の維持管理上、特に必要な事項がある場合、適切に対処するとともに、必要に応じて市に速やかに報告を行うこと。

#### ②賠償責任保険等の加入

敷地内で万一事故が発生した場合、指定管理者が責任を問われることも想定されますので、必ず賠償責任保険に加入してください。また、協力いただくボランティアがいる場合、ボランティア活動保険に加入願います。なお、建築物に係る火災保険については市が加入します。

#### ③施設及び設備の修繕

施設及び設備の改造・増築・移設については、市が自らの費用と責任において実施しますが、修繕については、年間の合計額が20万円（消費税及び地方消費税を含む。）に達するまでは指定管理者が自らの責任において実施するものとします。

ただし、20万円を超える場合には、その実施及び費用負担を指定管理者と市において協議することとします。

なお、年間の修繕費用が20万円に満たなかった場合には、残額を全て市に返還するものとします。

#### ④緊急時の対応

常時から緊急時の連絡体制・対処方法等マニュアルと防災対策として消防計画等を作成し、スタッフの指導及び訓練を実施してください。また、災害時及び防災訓練等においては、市及び地域と協力していただきます。

なお、事故の原因となりうる状況を発見したときや災害発生時の施設利用については、速やかに利用者の安全を第一に考え、適切な対処を行うとともに、必要に応じて市に報告してください。

### (3) 飼育管理に関すること

#### ①生態管理に関する業務

生物飼育を適切に行い、斃死等による滅失を最小限にとどめ、繁殖や計画的な購入により、展示の継続性を確保するとともに、飼育数については常に把握に努めるものとします。なお、以下の業務に関しては、専門的な知識・技能を有する者があたることとします。

- ・飼料の調整及び給餌
- ・水槽内の水温・水質等の管理
- ・魚類等の疾病把握と適切な措置
- ・魚類等の死因把握及び速やかな報告
- ・魚名板・説明板等の設置及び変更

#### ②設備管理業務

展示品及び管理上必要な物品及び生物については、必要に応じて市と協議のうえ、

適切かつ計画的な購入に努めるものとします。

- ・生物飼育のための機械装置の維持管理
- ・装置故障等の事故に対する速やかな処理及び報告
- ・タッチ水槽・観察水槽・円柱水槽及び大型水槽の掃除は隔週1回。原則として、閉館後に行うこと。

(4) 利用促進に関すること

- ①利用者アンケート調査を実施し、これを反映すること。
- ②同規模水族館施設の調査・研究
- ③利用促進企画を作成し実施すること
  - ・随時イベントや企画点を行うこと。
  - ・生物の「見せ方」を工夫するとともに、通常の開館日における案内業務のほか、餌やり体験等を実施するなど、他の施設との差別化を図ること。
- ④ホームページの設営と情報更新、地域情報誌・新聞等への情報発信などによる広報活動（なお、市広報誌への掲載については、必要に応じて所管課と協議すること。）
- ⑤市が行うモニタリングへの協力

(5) 連携協力等について

①市との協力について

市主催事業等については、事前に明示しますが、年間を通じて所管課を中心に市と連携協力を図ってください。

- ・市主催事業等については概ね以下のとおりです。

5月 帆引き船フェスタ

8月 あゆみ祭り

10月 かすみがうらエンデューロ

②地域からの理解と協力

イベント等の事業を実施する際には、必要に応じて、近隣地域・関係者へ事前に情報を提供するなど、事業への理解・協力を得てください。

③市内小中学校の教育活動への積極的な対応

市内小中学校等の教育活動に対して、可能な範囲で飼育作業体験を受け入れるなど、身近に生物と触れ合える機会を提供できるよう積極的な取り組みを行ってください。

(6) 庶務事務に関すること

- ①利用料金集計及び各種支払等の会計事務
- ②利用に係る統計事務
- ③定期報告書（業務報告書）及び事業報告書等（事業報告書・事業計画書及び収支予算書等）の作成
- ④市との協定及び光熱水費等の契約事務

- ⑤備品の管理
- ⑥業務に必要な諸用紙の印刷や消耗品の購入
- ⑦光熱水費等の負担
- ⑧関係各課との連絡調整及び市の調査に対する回答
- ⑨その他、管理上必要となる業務

## 6 利用料金収入

利用者が施設の利用のため納付した利用料金は、指定管理者の収入となります。なお、この利用料金の額は、条例に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めることとなります。ただし、指定管理期間中に市において、利用料金の変更があった場合の取扱いについては、別途協議するものとします。

## 7 事業報告書等の作成・提出

指定管理者は、施設の管理運営状況等に関する以下の事業報告書等を作成し、市に提出しなければなりません。なお、下記の事業報告書等の様式及び詳細内容は、市が別に定めるモニタリング実施指針によるものとします。

### (1) 日報

施設運営及び利用実績等を確認できる「業務記録」として位置付け、毎日記録作成してください。

### (2) 月次業務報告書（月報）

毎月終了後の翌月の10日までに、管理運営及び経理の状況等を記載した前月分の月次業務報告書を市に提出してください。

### (3) 四半期業務報告書（四半期報告）

四半期終了後の翌月の10日までに、管理運営及び経理の状況等を記載した当該四半期分の四半期業務報告書を市に提出してください。

### (4) 年間事業報告書

毎年度終了後30日以内に下記の事項を記載した年間事業報告書を市に提出してください。

- ・施設の利用状況及び管理業務状況
- ・利用料金及び自主事業に係る料金の収入の実績
- ・管理に係る経費の支出状況
- ・その他、管理の実態を把握するために必要なものとして市長等が定める事項

### (5) 次年度計画（事業計画書・収支予算書）

毎年度の10月末日までに、当該業務に係る次年度の事業計画書及び収支予算書について、市と調整のうえ作成し、市に提出してください。

### (6) その他報告書の提出

その他必要に応じて、市から利用状況等についての報告書の提出が求められた場合は、速やかに報告書を提出してください。

## 8 共通入館券による郷土資料館入館料の徴収委託

水族館と郷土資料館の共通入館券については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、水族館分の利用料金とは別に郷土資料館分の金額を指定管理者に徴収委託します。徴収委託項目は、協定書に定めます。

## 9 スタッフの配置等

### ◇スタッフ配置基準

#### 《開館日》

8：30～17：30（基本的に2名体制とすること）

施設管理全般 1名

窓口業務 1名

（休暇・出張等によりスタッフが不足する場合は臨時スタッフを置くこと）

#### 《休館日》

飼育業務及び施設・設備点検作業（1名体制・2時間）

指定管理者の選定にあたっては、スタッフの体制が、市民サービスの向上に資するかどうかという視点で行う予定ですので、上記の配置基準に基づく配置とともに、下記に定める実績や経験が相当に考慮されることをご了知のうえ、かすみがうら市水族館指定管理者募集要項中「公の施設の事業計画書」において、スタッフの配置（採用・育成・指導を含む）に関する提案をしてください。

### ① 「館長」について（非常勤不可）

生物全般の知識及び飼育についての専門的技能を有するとともに、同等の施設・設備の構造を熟知しており、かつ設置目的に則した業務内容を円滑に遂行し得る者を施設全体の責任者として選任してください。

### ② 施設管理業務全般を担うスタッフ（非常勤不可。館長との兼務を可とする。）

- ・生物全般の知識及び飼育についての専門的技能を有するとともに、展示魚類（別紙2参照）の飼育について5年以上の経験年数がある者。
- ・同等の施設・設備の構造を熟知しており、操作や点検、非常時における応急処置等の維持管理業務に精通している者。

### ③窓口業務を担うスタッフ

同等の施設において、2年以上の窓口業務経験を有し、かつ①または②に代わって案内業務を遂行できる程度の生物全般の知識を有する者。

## 10 経理

経理事務については、不正の発生を未然に防止する体制を整備するとともに、最も効果的で効果的な経理を行ってください。

### (1) 予算の執行

管理運営業務は、「公の施設の収支予算書」に則り、予算の各項目の金額以内で執行することを原則とします。

ただし、修繕料を除き、止むを得ない理由により流用が必要となった場合は、市と協議のうえ処理するものとします。

### (2) 帳簿の管理

①指定管理者は、水族館の管理運営に係る収入及び支出の状況について、指定管理者が行う他の業務と明確に区分して帳簿を整備し、適切に管理する必要があります。

②指定管理者は、自身の団体等と別の専用口座（指定管理者業務専用）で管理してください。また、他の「公の施設」の指定も受ける場合、他の「公の施設」の管理口座とも別の口座で管理してください。

## 11 管理に係る経費負担

### ■過去の年度別収入実績

年度 区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	34,760 人	37,812 人	34,168 人	29,922 人
利用料金収入	6,208,570 円	6,618,540 円	6,153,040 円	5,004,300 円
自主事業収入	167,670 円	636,920 円	778,445 円	871,115 円
収入合計	6,376,240 円	7,255,460 円	6,931,485 円	5,875,415 円

### ■過去の年度別支出実績

(単位：円)

年度 区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
需用費	5,412,269	4,671,518	5,293,859	4,171,570
消耗品	1,307,282	485,070	334,399	132,712
生物購入	214,455	835,480	1,246,204	313,599
光熱水費	3,193,360	2,617,284	2,794,419	2,990,825
修繕料	418,162	401,873	511,573	400,640
飼料費	279,010	331,811	407,264	333,794

役務費	109,556	57,921	55,404	80,376
通信運搬費	100,626	48,991	51,574	76,546
保険料	8,930	8,930	3,830	3,830
委託費	398,890	661,340	591,524	592,073
備品購入費	0	43,796	30,303	7,036
人件費	7,520,594	5,506,494	7,303,721	7,348,686
管理運営費 合 計	13,441,309	10,941,069	13,274,811	12,199,741

■平成25年度以降の水族館管理経費（見込み） ※年額

<b>①需用費</b>	<b>4,854,000円</b>
・消耗品	565,000円
・生物等購入	652,000円
・光熱水費	3,099,000円
・修繕料	200,000円
・飼料費	338,000円
<b>②役務費</b>	<b>75,000円</b>
・通信運搬費	70,000円
・保険料（賠償責任保険等）	5,000円
<b>③委託費</b>	<b>920,000円</b>
・施設機械警備	160,000円
・ブローア―保守点検業務	150,000円
・ボイラー整備点検業務	155,000円
・館内加圧給水ポンプ点検業務	35,000円
・電気工作物保安管理業務	50,000円
・消防設備等保守点検	10,000円
・館内清掃業務	300,000円
・ごみ処理	60,000円
<b>④備品購入費</b>	<b>30,000円</b>
・備品購入	30,000円

【平成25年度以降の経費見込み合計額】

年額 5,879,000円（※その他人件費等を除く）

## 12 業務の引受け・引継ぎ

### (1) 業務の引受け

指定管理者となる団体等は、業務の準備作業として指定期間前に市及び現指定管理者と相互に連絡調整し、十分に事務の引継ぎを行うものとします。なお、これに要する費用は新たに指定管理者となる団体が負担するものとします。

### (2) 業務の引継ぎ

指定期間の満了に際しては、施設を現状に回復して、市に施設、備品及び必要な書類、データ等を引き渡すとともに、市及び次期指定管理者と十分に業務引き継ぎを行うものとします。

## 13 備品等の管理

(1) 市が所有する備品等の使用及び保管については、善良なる管理者の注意をもってこれにあたらなければなりません。

(2) 指定管理者が市から支払われた指定管理料で購入した備品等は、市の所有するものとします。

(3) 指定管理者が管理する市の所有する備品等は、かすみがうら市財務規則の例により、管理するものとします。

(4) 平成24年7月末現在の市が所有する備品等については、別紙1及び別紙2のとおりです。

(5) 配置している備品以外で指定管理者が必要とするものは、指定管理者において調達してください。また、これらを修繕する場合、指定管理料に見込まれている修繕費を充当することは原則として認められません。

(6) 市所有の備品等を何らかの理由により廃棄する場合は、廃棄方法・廃棄後の処置について予め所管課と協議をしてください。

## 14 その他

(1) 市は、必要に応じ、施設、備品等及び各種帳簿並びに管理業務について実地調査を行います。この場合において、指定管理者は、理由なくこれを拒否できないものとします。

(2) 市監査委員が指定管理業務の監査を実施する場合は、必要に応じ、指定管理者に対し、実地調査及び必要な帳簿書類その他の記録の提出を求め、ヒアリングを行います。

(3) 指定管理者が、管理業務中に事故を引き起こした場合は、警察、消防に連絡する等、適切に対処するとともに、遅滞なくその状況を市に報告してください。また、その場合において市または第三者に損害を与えたときは、全て指定管理者の責任において損害賠償等の処理をすることになります。任意保険の加入について、遺漏のないようにしてください。

(4) この業務仕様書に定めのない事項については、指定管理者と市が協議のうえ定めることとします。

(別紙1)

## 備品台帳

(平成24年7月末現在)

項目	名称	規格	数量	単位	備考
<b>ポンプ</b>					
1	濾過ポンプ(大型魚)	65×50FSDN5.75	1	台	
2	逆洗ポンプ	80×65FSFD53.7	1	台	
3	温水ポンプ	25LPD5.15S	1	台	
4	濾過ポンプ(円柱)	32×32FSFDN5.25	1	台	
5	加圧給水装置	40UBPM-D51.5	2	台	
6	多段渦巻ポンプ	MDP型	1	台	
7	片吸込渦巻ポンプ	FSD型	1	台	
8	コーティングポンプ	FSD-N型	1	台	
<b>ブロー</b>					
1	ルーツブロー	BSS32φ×0.75KW	2	台	
<b>水槽設備</b>					
1	アクリル水槽	360×240×250	27	本	
2	濾過槽	900×370×220	3	本	
3	アクリル水槽	1200×450×600	1	本	
4	濾過槽	750×450×450	3	本	
5	アクリル水槽	1800×600×600	1	本	
6	濾過槽	900×400×450	1	本	
7	アクリル水槽	2000×750×800	1	本	
8	濾過槽	1200×500×800	2	本	
9	アクリル水槽	900×450×450	11	本	
10	濾過槽	900×450×450	5	本	
11	アクリル水槽	1200×450×450	1	本	
12	濾過槽	1200×450×450	1	本	
13	ユニット水槽	1000×500×500	6	本	
14	ユニット水槽	1000×800×600	2	台	
<b>その他(館内)</b>					
1	置水槽ユニット	No.1～No.8	1	式	
2	小型給油暖房兼容器	HB-S301D-3F	1	式	
3	温水ボイラー	HB-S301T3・S301D3	1	台	
4	自動給水装置	32UBPMD5.75	1	式	
5	自動制御機器	R7372	1	式	
6	プレート式熱交換器	UX-216-P-81	1	式	
7	冷凍庫	PF-057X	1	式	
8	消火器		3	本	
9	掛物		3	枚	
10	ブラインド		6	個	
<b>事務室</b>					
1	片袖机	100×70×70	3	脚	
2	片袖机	100×60×70	1	脚	
3	袖机	40×62×74	1	脚	
4	袖机	40×70×70	2	脚	
5	一般職員用椅子		5	脚	
6	パイプ椅子		4	脚	
7	金庫	46×47×66	1	台	
8	整理戸棚	88×40×88	2	台	
9	整理戸棚	40×168×88	1	台	
10	茶棚	60×180×45	1	台	

11	本棚	60×210×32	1	台	
12	ブラインド		6	個	
13	つい立	154×154×4	1	脚	
14	計算機		3	個	
15	デスクトップ型PC	富士通FMV	1	台	
16	プリンター	キヤノン製	1	台	
17	掛物		5	枚	
18	音響設備		1	式	
19	掛時計		2	個	
20	空調設備		1	式	
21	湯沸し器		1	台	
22	冷蔵庫	ナショナルNR-M11B	1	台	
23	流し台		1	台	
24	消火器		1	本	
25	漢和辞典		2	冊	
<b>ピロティ・エントランス等</b>					
1	テーブル	60×45×70	1	台	
2	灰皿		2	個	
3	案内看板		2	個	
4	棚	35×55×140	1	台	
5	パンフレット入れ	4×27×140	1	台	
<b>その他(館外)</b>					
1	物置		3	個	
2	一輪車		1	台	

## 展示魚類等台帳

(平成24年7月末現在)

水槽名	種名	魚類	両生類	爬虫類	甲殻類	その他
タッチ 上	ゲンゴロウブナ	11				
タッチ 上	鯉	2				
タッチ 上	ワタカ	3				
タッチ 上	カワムツ	1				
タッチ 上	ナマズ	1				
タッチ 上	コクチバス	2				
タッチ 上	ソウギョ	1				
タッチ 上	アオウオ	1				
タッチ 下	キンブナ	200				
タッチ 下	ギンブナ	200				
タッチ 下	カワムツ	20				
タッチ 下	ヤリタナゴ	20				
タッチ 下	アブラボテ	20				
パノラマ①	イワナ	50				
パノラマ②	イトウ	1				
パノラマ③	オオサンショウウオ		1			
円柱	スポットテッド・ガー	8				
円柱	ワラゴ・アツツ	1				
円柱	ダトニオイデス	1				
円柱	アリゲーターガー	1				
円柱	キューバン・ガー	1				
円柱	トロピカルジャイアント・ガー	2				
大型	レッドテールキャット	2				
大型	シルバーアロワナ	1				
大型	スポットテッドナイフフィッシュ	1				
大型	カムルチー	4				
大型	チャネルキャット	2				
大型	ロングノーズ・ガー	1				
大型	オキシドラス	1				
大型	クララ	1				
観察 A	ブラッドパロット	1				
観察 A	ポリプテルス・セネガルス	1				
観察 A	ポリプテルス・オルナティペニス	1				
観察 B	アマゾン淡水エイ	1				
観察 C	日本スッポン		1			
観察 D	ダンゴウオ	1				
観察 E	スッポンモドキ		1			
観察 F	オウムガイ					1
観察 G	オオウミウマ	5				
観察 H	カクレクマノミ	3				
観察 H	コチ	1				
観察 H	エダサンゴ					1
観察 H	デスクコーラル					1
観察 H	チチミトサカ					1
観察 I	サンゴタツ	1				
観察 J	ハナタツ	4				
観察 K	タツノオトシゴ	15				
観察 L	シーポニー	5				
観察 M	ライオンフィッシュ	1				
観察 M	アーチャーフィッシュ	2				
観察 N	バトラクスキャット	3				
観察 P	ピラニア・ナツテリー	4				
観察 Q	ガラ・ルファ	30				
観察 R	マッドパピー		1			
観察 S	メキシコサラマンダー		3			
観察 T	カフトニオイガメ			5		
観察 U	パカモン	1				
観察 V	カフトガニ	1				
観察 W	極火エビ				300	
観察 X	チュウゴクセマルハコガメ			1		
観察 Y	マタマタ			1		

水槽名	種名	魚類	両生類	爬虫類	甲殻類	その他	
タナゴ水槽	ミヤコタナゴ	18					
タナゴ水槽	ゼニタナゴ	2					
タナゴ水槽	カネヒラ	21					
タナゴ水槽	ヤリタナゴ	12					
タナゴ水槽	ニッポンバラタナゴ	2					
タナゴ水槽	カゼトゲタナゴ	6					
タナゴ水槽	アブラボテ	9					
タナゴ水槽	イチモンジタナゴ	4					
タナゴ水槽	シロヒレタビラ	3					
タナゴ水槽	タイリクバラタナゴ	18					
タナゴ水槽	アカヒレタビラ	2					
観察60ハゼ	ヨシノボリ	7					
イベント(1)	アメリカザリガニ ノーマル					1	
イベント(2)	レッド					1	
イベント(3)	ピーチ					1	
イベント(4)	ブルー					1	
イベント(5)	ホワイト					1	
イベント(6)	ブルーギル	1					
イベント(7)	ブラックバス	1					
イベント(8)	スモールマウスバス	1					
イベント(9)	チャンネルキャットフィッシュ	1					
イベント(10)	テナガエビ					1	
イベント(11)	ヌマチチブ	1					
イベント(12)	ビワコオオナマズ	1					
イベント(13)	イワトコナマズ	1					
イベント(14)	メダカ	4					
イベント(15)	カワゴイ	1					
イベント(16)	マカツカ	3					
イベント(17)	カワムツ	2					
イベント(18)	ウナギ	1					
イベント(19)	カイザーツエイモリ		1				
イベント(20)	イベリアトゲイモリ		1				
イベント(21)	アカハライモリ		4				
イベント(22)	シリケンイモリ		7				
イベント(23)	アフリカツメガエル		2				
イベント(24)	ウキゴリ	1					
イベント(25)	シマドジョウ	41					
イベント(26)	アカザ	1					
イベント(27)	ギギ	5					
出島の湖	コイ	13					
出島の湖	ヒゴイ	4					
出島の湖	ニシキゴイ	2					
出島の湖	カワゴイ	3					
出島の湖	ソウギョ	4					
出島の湖	セイギョ	1					
出島の湖	ゲンゴロウブナ	6					
出島の湖	ナマズ	3					
出島の湖	ビワコオオナマズ	1					
観察1500	ワニガメ				1		
観察2000	アジアアロワナ	1					
観察2000	ポリプテルス・エンドリケリー	6					
観察2000	ポリプテルス・オルナティープニス	1					
観察900	アカメ	1					
観察1200	ウナギ 白	1					
観察1500背高	オオウナギ	1					
観察550	ミズクラゲ					3	
観察1200海水	ハルカゼヤシガイ					1	
観察900	タウナギ	1					
バックヤード	ミヤコタナゴ	40					
魚類数	合計	1,244	900	22	8	306	8
種類	合計	120	93	10	4	7	6